

鳥取県告示第 132 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年4月6日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成19年2月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中海再生プロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

内藤 武夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市河崎610

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、2012年「泳げる中海」を目指すとともに、中海の豊かな自然環境を街の活性化に活かし、さらに市民の憩いの場として中海との共生を目指し、そして市民にとって中海が郷土の象徴として誇れる存在となり、活力ある地域形成に寄与することを目的とする。